

令和4年度 第2回 日野市パートナーシップ制度検討委員会 要点録	
日時	令和4年9月22日(木) 午後7時00分～8時30分
場所	多摩平の森ふれあい館 集会室 3-3
出席者	藤山委員、三宅委員、寺山委員、中澤委員、荻野委員、渋谷委員 事務局:仲田課長、横堀係長、貫井主事、高見
欠席者	橋本委員
次第	1 パブリックコメントの報告 2 議題 (1)条例改正案について (2)規則改正案について (3)パートナーシップ制度の手引き案について (4)苦情相談フローについて 2 その他 各委員から挨拶
1 パブリックコメントの報告	(1) パブリックコメントの報告【資料1-1】、【資料1-2】 パブリックコメントについて、資料1-1、1-2に基づいて説明。 →内容について意見なし、了承。
2 議題	(1)条例改正案について【資料2、別紙1】  <定義について> 【質問1】<委員> 第2条第5、6、7号において、パートナーという言葉が使われているが、それぞれの定義は異なるのか。 【意見1】<委員> 条例第2条7号について、「パートナー(他の～を含む)」という表現は分かりづらいのではないかと。「パートナー及び他の地方公共団体が定める～」という表現に変更ではどうか。  【回答1、1】<事務局> 第2条7号については分かりやすい表現になるよう、頂いたご意見を踏まえて法務部門に相談しながら決めたいと思います。  <性の定義について> 【意見2】<委員>

条例名称の「性」と 2 条の「性自認」や「性的指向」の定義の「性」では意味が違うと思う。条例名称の「性」は、「性のあり方」の意味合いが強く、性自認や性的指向の定義の中の「性」は、どちらかという「性別」の意味合いが強いと思われる。例えば、性自認や性的指向の定義の「性」を「性別」とするなど、整理した方が良いと思う。

【回答 2】<事務局>

ご助言いただいたことを念頭に、表現について再度検討いたします。

(2)規則改正案について【資料 3-1,資料 3-2】

<対象者について>

【意見 1】<委員>

パートナーシップ制度を使える要件は「他の自治体のパートナーシップ制度を使っていない人」ということだが、他の自治体でパートナーシップ制度を利用している人も、日野市のパートナーシップ制度を使えるのか。

【回答 1】<事務局>

同じパートナーであれば、東京都など、他の自治体のパートナーシップ制度を同時に利用できます。

第 3 条 3 号の「双方に相手方以外に」という表現は（「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの」、「パートナー（他の地方公共団体が……）」）の 2 か所に係るものとして条文を作成しましたが、表現については法務部門に確認します。

【意見 2】<委員>

条例第 2 条 7 号のパートナーの書き方と同じなので、表現について再度検討を。

【回答 2】<事務局>

条例第 2 条 7 号のパートナーの書き方と同様、わかりやすい表現になるよう法務部門に確認します。

<パートナーシップ制度各種様式案>

【検討委員会結論】

事務局案に合意。

(3)パートナーシップ制度の手引き案について【資料 4、別紙 2】

【質問 1】<委員>

予定している連絡フォームは、Excel や Word を使用するのか。Excel などが使えない人がいるのではないか。

【回答 1】<事務局>

ホームページ上でフォームのやりとりが現状できないので、Excel に対応します。チェックボックスやドロップダウンを用いて入力がしやすいように配慮した作りになっています。入力が困難な場合は、個別に対応します。

**【意見 1】<委員>**

利用者とのやりとりはメールを基本として行うということだが、その旨を連絡フォームに記載した方がよいのではないか。代表者の連絡先を記載する欄がメールアドレスよりも上部にあるため、電話でのやりとりが優先されるように受け取れる。また、平日の昼間は連絡がとりづらい可能性が高いため、曜日の記載もあった方がよいのではないか。

**【回答 1】<事務局>**

ご意見をふまえ、分かりやすく修正したいと思います。

**【質問 2】<委員>**

視覚障害者の方の問合せはどのように対応するのか。また、利用手引きの書面についての読み上げ機能や点字などはあるか。制度の周知においても対策を行っていただきたい。

**【回答 2】<事務局>**

申し込みフォームを読み上げても書き込みは難しいと思われるので、その場合は電話など個別に対応していきたいと思います。利用ガイドについては、今後読み上げソフト等対応したいと思います。

**(4)苦情相談フローについて【資料 5-1,資料 5-2】**

**【質問 1】<委員>**

苦情相談の利用実績はどのくらいあったのか教えてほしい。

**【回答 1】<事務局>**

女性相談員など関係機関において対できていたため、苦情相談員への相談はございませんでした。今後、パートナーシップ制度の導入を機に、苦情相談員について機能させていきたいと考えております。

**【意見 1】<委員>**

条例が改正されると、苦情処理をする人が必要となる。

本来なら裁判所がする仕事(事実認定、評価、勧告など)を行政がやるのは難しいと思われる。市が調査する場合、どこまでを調査範囲とするのかも難しいだろう。また調査不足、調査手法など、いろいろな点で非難される可能性もあり、国家賠償

	<p>請求が起こることも考えられる。          行うとしても、苦情処理員に過度に負担がかからないように配慮すべき。          報酬も日当制ではなく、資料の読み込みなどにも時間がかかるはずなので、時給制にして欲しいと思う。</p> <p><b>【回答 1】&lt;事務局&gt;</b>          行政は司法機関ではないので、慎重に対応する必要があると考えています。まずは条例で規定されている範囲内で対応してまいります。</p>
<p>その他</p>	<p><b>【事務局】</b>          利用手引き(案)を本委員会で検討した成果として市長に報告し、附帯意見として「ファミリーシップ制度について制度施行からおおむね5年以内に検討する」とさせて頂きたいと思います。ご同意頂けますでしょうか。</p> <p><b>【委員一同】</b>          同意します。</p>